

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(薬学教育者ワークショップ) 受講資格

認定実務実習指導薬剤師になるには、基本的素養(1)を有し、
また実務経験及び勤務状況等について所定の要件(2)を満たすことが求められています。

(1)基本的素養

認定実務実習指導薬剤師は次の素養を有する者とする。

- 十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っている。
- 薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っている。
- 常日頃から職能の向上に努めている。
- 実習の成果について適正な評価ができる。

(2)応募要件

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(薬学教育者ワークショップ)に参加するにあたりアおよびイの要件を満たしていなければならない。

ア 実務経験

- 薬剤師実務経験が5年以上ある。
- または、
- 6年制の薬学教育を受け、薬剤師実務経験が3年以上あるので、事前に受講したい。

イ 勤務状況

- 病院または薬局における実務経験が受講申込みの時点において継続して3年以上である。
- 現在病院または薬局に勤務している。

(3)応募要件(以下の項目に該当することが望ましい。)

ウ 応募する薬剤師は以下のような施設に所属していることが望ましい。

- (病院)
- 一般病床が概ね100床以上である。
 - 薬剤管理指導業務を行っている。
 - 院外処方せんを発行している。
 - (一社)日本病院薬剤師会賠償責任保険(病院薬局契約)又はこれと同等の賠償責任保険に加入している。
- (薬局)
- 保険薬局である。
 - 一般用医薬品及び医療関連用品の販売を行っている薬局である。
 - 在宅患者訪問薬剤管理指導届出(居宅療養管理指導を含む)薬局である。
 - 麻薬小売業免許を有する薬局である。
 - 薬剤師賠償責任保険又はこれと同等の賠償責任保険に加入している。

エ 生涯学習システムに参加又は認定を取得していることが望ましい。